

改 正 後	現 行
<p>第 1～第 22 （略）</p> <p><u>（その他）</u></p> <p>第 23 この要綱に定めるもののほか、農地及び農業用施設災害復旧事業の実施については、農村振興局長が別に定めるところによる。</p> <p><u>2 本事業による盛土・切土等の施工（宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第 2 条第 2 号から第 4 号までに規定される「宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更及び土石の堆積に関する工事」をいう。）に当たっては、土地改良事業計画設計基準等に基づき、安全性の観点から適切に設計・施工を行わなければならない。</u></p> <p><u>この場合において、土地改良事業計画設計基準等に基づき施工を行うことができないときは、宅地造成及び特定盛土等規制法の手続に従うものとする。ただし、宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和 37 年建設省令第 3 号）第八条第八号に規定される「非常災害のために必要な応急措置として行う工事」に該当するものについては、この限りではない。</u></p> <p>様式第 1～様式第 4 （略）</p>	<p>第 1～第 22 （略）</p> <p><u>（委任）</u></p> <p>第 23 この要綱に定めるもののほか、農地及び農業用施設災害復旧事業の実施については、農村振興局長が別に定めるところによる。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>様式第 1～様式第 4 （略）</p>

附 則

この通知は、令和 5 年 5 月 26 日から施行する。